

(一関市障害者ふれあい交流施設条例の一部改正)

改正前				改正後							
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）							
利用区分			単位	使用料		利用区分			単位	使用料	
				基本使用料	冷暖房料					基本使用料	冷暖房料
多目的ホール			1 時間	<u>400 円</u>	<u>100 円</u>	多目的ホール			1 時間	<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
教養文化室				400 円	<u>100 円</u>	教養文化室				400 円	<u>80 円</u>
研修室				400 円	<u>100 円</u>	研修室				400 円	<u>80 円</u>
体 育 室	専 用	高校生以 下	1 時間	<u>200 円</u>	<u>100 円</u>	体 育 室	専 用	高校生以 下	1 時間	<u>300 円</u>	<u>二</u>
		一般		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>			一般		<u>600 円</u>	<u>二</u>
[略]				[略]							
備考 改正部分は、下線の部分である。											